

令和8年度

府中公共施設照明設備LED化業務

仕様書

(府中町役場本庁舎及び消防庁舎)

令和8年3月

府 中 町

# 目次

1	業務目的	1
2	業務名称	1
3	業務概要	1
4	対象施設	1
5	履行期間	1
6	業務内容	1
	(1) 現地調査及び設計	1
	(2) 現場施工	2
	(3) 撤去及び廃棄	4
	(4) その他	4
7	LED照明器具に関する仕様	5
	(1) 一般事項	5
	(2) LED照明器具の性能及び構造	6
	(3) ベースライト	6
	(4) 高天井照明器具	7
8	提出書類	7
	(1) 着手前提出書類	7
	(2) 完成図書	7
	(3) 完成図	8
9	その他	8



## 1 業務目的

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、公共施設のLED化を進め、行政活動に伴い発生する温室効果ガス排出量及び消費電力量の削減を図ることを目的とする。

## 2 業務名称

令和8年度府中町公共施設照明設備LED化業務

## 3 業務概要

- ① LED照明更新に係る現地調査及び施工計画書等作成業務
- ② LED照明器具、ランプの施工等業務
- ③ 既存照明器具等の撤去、運搬及び廃棄業務
- ④ 施工管理及び進捗管理業務
- ⑤ その他上記に関連する業務

## 4 対象施設

- ・府中町役場本庁舎（安芸郡府中町大通三丁目5番1号）
- ・府中町消防本部 消防庁舎（安芸郡府中町大通三丁目5番9号）

## 5 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

## 6 業務内容

対象となる公共施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本業務に係るLED照明器具の更新について、当町と合意した内容で実施するものとする。

保守・運用については本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。

業務及び施工については、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

### (1) 現地調査及び設計

ア 契約後速やかに業務計画書を作成し、当町担当者の承認を受けてから業務に着手すること。

イ 事業者は、現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行う。その際、必要に応じて当町担当者との協議、調整を行うこと。

- ウ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- エ 現地調査後、使用器具提案書、施工計画書及び試験計画書を作成し、当町の承認を受けること。なお、役場本庁舎においては閉庁日（土日祝日）、消防庁舎においては平日（祝日は除く。）で施工する事を想定している。
- オ LED更新作業にあたっての安全管理については、当町担当者と十分に協議を行い、施工計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、事業者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、事業者の負担にて行うこと。
- カ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は事業者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、当町担当者と調整の上、施工計画書に反映させること。
- キ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に当町担当者と調整の上、施工計画書に反映させること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。
- ク 電算室、無線室、機密情報等の保管場所の作業に当たっては、機密機器、常時稼働の機器や個人情報など特に配慮を要するため、当町担当者と事前に部屋の出入りや作業の方法について協議を行うこと。
- ケ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、産業廃棄物処理計画を施工計画書に記載のうえ提出すること。
- コ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に当町担当者と調整すること。
- サ LED更新作業後の試験方法について、試験計画書に反映させること。試験計画書には試験結果の記載方法を示すサンプル様式を添付するものとし、絶縁抵抗測定及び照度測定について詳細に明記すること。また、照度測定については労働衛生基準に則したのものとし、測定方法及び部屋ごとの基準値・実測値を記載すること。

## **(2) 現場施工**

- ア LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。
- イ LED照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、当町担当者と協議し、施設運営に支障のない施工

を行うこと。

ウ LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合及び屋外・高天井は必ず支持材の更新を行うこと。また、既設支持材がない場合は、支持材を新設すること。新設が難しい場合は、当町担当者と協議すること。

エ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、直付型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。

オ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁抵抗測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。なお、絶縁抵抗測定において異常が検出された場合は、速やかに当町担当者へ報告すること。

カ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用すること。

キ LED更新作業に際して、既設天井ボードを加工する必要がある場合は、アスベスト含有の有無を調査し、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うこと。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は別途協議とする。

ク 作業中は施設職員や施設利用者など、第三者に危険を生じないように十分な安全対策を行い、施設運営上において支障が生じないようにすること。

ケ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の養生や移動については、当町担当者と協議の上、その方法について決定すること。また、決定した内容について、当町担当者に連絡を行うこと。

コ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。

サ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。その他、ガス、水道、便所等の諸設備の作業に必要な経費は事業者が負担しなければならない。ただし、町が認める場合はこの限りではない。

シ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

ス 作業中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。また、作業に従事する者は、身分を明示できる証明書を携帯すること。

セ LED照明器具等の設置後は、作成した試験計画書に従って、正常に点灯することを

確認すること。点灯しない場合は、原因を把握し速やかに対応すること。

### (3) 撤去及び廃棄

ア 撤去した既設照明器具については、全数についてPCB含有の有無の確認を行うものとし、完成図書にて報告すること。PCBを含む安定器があった場合には速やかに当町担当者へ報告し、取り扱いについて協議すること。なお、PCBの処理に係る費用は当町の負担とする。

イ 撤去した電球について当町が再利用を希望する場合は、協議のうえ協力すること。

### (4) その他

ア 事業者は業務担当者を1人選任し、契約後速やかに当町担当者へ通知すること。

イ 業務担当者は代表事業者から選任するものとし、雇用が証明出来る書類を提出すること。

ウ 業務担当者は、全ての工程進捗管理及び各種調整、書類作成等を総括して実施すること。当町担当者との打ち合わせは、原則として業務担当者のみとする。

エ 全体工程表は作業開始1ヶ月前に当町担当者へ提出するものとし、事前に承認を得たものを提出すること。

オ 月間工程表は当町担当者と事前協議を行ったうえで毎月作成し提出すること。また、月間工程表には作業場所（執務室等）及び作業内容を明記すること。

カ 鍵の貸し借り及び事前開錠が必要な部屋があるため、週末の作業エリアや作業時間等について、作業日前には改めて当町担当者と協議を行うこと。

キ 夜間（22：00以降）の作業は禁止とする。事業者の都合で夜間に作業を行う場合は、当町担当者と協議を行うこと。

ク その他の工事や修繕、清掃作業も行うため、当町担当者からの作業日時や作業エリア等の調整要望には可能な限り協力すること。

ケ 工事車両駐車スペースは原則として公用車駐車場に1台とする。その他の車両は近隣駐車場を借用すること。なお、必要な費用は事業者負担とする。

コ 建屋内には資材置き場等はないものとする。なお、必要な費用は事業者負担とする。

サ 作業完了時には日没後に照度測定を行うこととし、試験結果報告書（書面及び写真）にて報告すること。

シ 照度測定は労働衛生基準に則した方法で測定することとし、照度測定結果として図

面及び照度測定表を提出すること。

ス 照度は労働衛生基準を満たす器具選定を行うこと。照度測定の結果、基準を満たしていない場合は当町担当者へ報告のうえ、基準を満たす器具へ変更すること。既存の照明器具台数不足等の場合を除き、原則として必要な費用は事業者負担とする。

セ 別紙2「既存照明器具一覧」の数量は、入札参加者が見積を行う際の参考資料として公開するものであり、契約数量ではないため、設計業務等委託契約約款に定める「設計図書」には該当しない。

ソ 本契約業務後、現場着手するまでの間に既存照明器具に不具合が発生し、施設管理者から先行して器具更新の依頼があった場合は、可能な限り対応すること。

タ 業務完了時（完成図書・完成図提出後、当町担当者からの承諾を受けた後）には遅延なく業務完了報告書の提出を行うこと。業務完了報告書の提出があった日から10日以内に完了検査を行うものとし、検査終了後に請求書を提出すること。

チ その他の契約事項については、設計業務等委託契約約款のとおりとする。

ツ 業務の完了までの期間におけるLED器具等の保守に係る費用は、事業者の負担とする。

## 7 LED照明器具に関する仕様

### (1) 一般事項

ア 本事業におけるLED照明器具の更新とは、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具本体の更新を行うことでLED化するものである。なお、直管形LEDランプや、電球交換型LEDランプは採用しないことを基本とする。

イ 選定をする照明器具は、一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品と同等品以上のものとする。また、公共施設への導入実績がある製品とすること。

ウ 照明器具、光源（LED）及び付属品等は新品を調達すること。

エ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）認証を取得していること。

オ 本事業に関するJIS・JIL・JEL・JLMA・各ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。

カ 対象となる既設照明器具がLED照明器具（一体型及びダウンライト）である場合は、対象外とする。対象外の工事場所については、写真及び位置図を事前に提出し、当町担当者の承諾を得ること。その他、必要な場合は当町担当者と協議を行うこと。

キ 既設照明器具が管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、当町

担当者に報告するとともにLED照明器具への更新を行うこと。

- ク 既設照明器具が重耐塩・防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ケ 既設照明器具が附属機能を有している場合は、同等以上の機能を持つ器具を設置すること。
- コ 企画提案書に示したLED照明器具を使用することとし、当町担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承認を得ること。
- サ 一つのメーカーが使用を想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混乱しないように、照明器具の設置環境ごとに出来る限り同一メーカーの製品でまとめること。
- シ 照明器具の保証期間は3年以上とし、保証期間内については交換費用も事業者において負担すること。なお、保証期間の始期は検査日の翌月より開始とする。
- ス 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- セ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。
- ソ 詳細については、別紙2「既存照明器具一覧」を参照とすること。

## (2) LED照明器具の性能及び構造

- ア 光源（LED）寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。ただし、高天井照明器具については、別に定める。
- イ 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色、照度が異なる箇所については、事前に当町担当者に確認を行うこと。また、特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、当町担当者と協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、当町担当者に事前に相談、確認すること。
- ウ LED照明器具については、使用にあたりちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。また、LED更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

## (3) ベースライト

- ア 照明器具本体とライトバーから構成されており、分離できる構造であることを基本

とする。また、スクエア照明についても器具更新とする。

イ 非常灯器具を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。兼用型のLED非常灯への更新、若しくは専用型への更新の手法は問わない。

#### (4) 高天井照明器具

ア 光源（LED）寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）とする。

イ 照明器具にはダブルナットを使用し、ワイヤー及びはさみ金物で二重の落下防止措置を講ずること。

ウ 口金E39タイプ等での更新ではなく、器具更新とすること。

## 8 提出書類

業務着手前及び完了後には以下の書類等を作成し、業務担当者が内容精査のうえ確認印したものを当町に提出すること

### (1) 着手前提出書類（各1部書面提出）※当町担当者の承認を受けるまで現地着手禁止

- ・（契約後速やかに）業務担当者通知書
- ・（契約後速やかに）業務工程表（全体工程表）
- ・（契約後速やかに）業務計画書
- ・（契約後速やかに）使用器具提案書
- ・（現場着手21日前）施工計画書（産業廃棄物処理計画含む）
- ・（現場着手21日前）試験計画書
- ・（当町担当者との協議完了後）個別作業計画書

### (2) 完成図書（各1部：書面及び電子データ提出）

- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・官公庁届出書の写し
- ・施工体制表及び連絡体制表
- ・作業月報及び作業工程表（月間）
- ・打合せ記録
- ・社内検査報告書
- ・照度測定結果、絶縁抵抗測定結果及び試験成績表

- ・ PCBの有無に関する報告書
- ・ 施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）
- ・ 機器取扱説明書（ファイリングすること）
- ・ 保証書（ファイリングすること）
- ・ 照明台帳および図面

### **（3）完成図**

- ・ 電子データ（JW-CADデータ及びPDFデータ）

## **9 その他**

- （1）事業者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。
- （2）仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに当町担当者に連絡をすること。
- （3）本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当町担当者と協議すること。